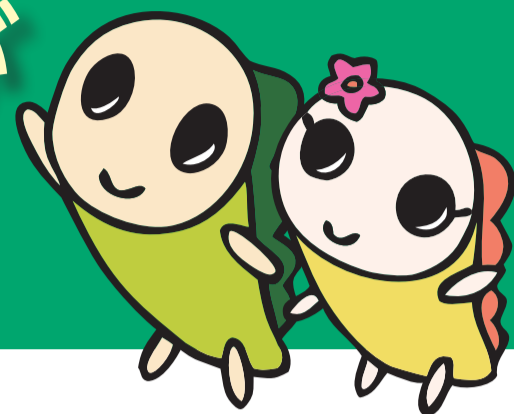


この現場で働く皆さまへ この工事には、杉並区公契約条例による 1人工あたりの最低額が 定められています。



令和5年度 労働報酬下限額

(1日あたり(8時間)に換算した金額) (労働報酬下限額: 令和5年3月告示)

No.	職種	下限額	No.	職種	下限額	No.	職種	下限額
1	特殊作業員	24,032円	20	トンネル作業員	24,216円	39	板金工	27,632円
2	普通作業員	21,512円	21	トンネル世話役	32,856円	40	タイル工	22,888円
3	軽作業員	15,120円	22	橋りょう特殊工	28,352円	41	サッシ工	26,104円
4	造園工	21,424円	23	橋りょう塗装工	28,176円	42	屋根ふき工	16,624円
5	法面工	27,272円	24	橋りょう世話役	33,216円	43	内装工	26,824円
6	とび工	26,912円	25	土木一般世話役	26,016円	44	ガラス工	25,832円
7	石工	26,640円	26	高級船員	30,064円	45	建具工	24,336円
8	ブロック工	24,840円	27	普通船員	23,856円	46	ダクト工	23,312円
9	電工	25,920円	28	潜水士	40,776円	47	保温工	22,592円
10	鉄筋工	26,104円	29	潜水連絡員	29,616円	48	建築ブロック工	23,608円
11	鉄骨工	23,856円	30	潜水送気員	28,800円	49	設備機械工	22,864円
12	塗装工	28,176円	31	山林砂防工	26,104円	50	交通誘導員A	16,112円
13	溶接工	29,160円	32	軌道工	46,896円	51	交通誘導員B	13,952円
14	運転手(特殊)	24,936円	33	型わく工	24,752円	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が労働者等との合意のもと、見習い・手元等と判断された労働者 ・年金等の受給のために賃金を調整している労働者 		
15	運転手(一般)	20,160円	34	大工	24,840円			
16	潜かん工	28,896円	35	左官	26,552円			
17	潜かん世話役	35,912円	36	配管工	23,136円			
18	さく岩工	30,600円	37	はつり工	24,576円			
19	トンネル特殊工	27,904円	38	防水工	29,520円			

注1: 杉並区公契約条例では賃金の下限(最低)額を定めており、「労働報酬下限額」と呼んでいます。

注2: 労働報酬下限額は、農林水産省及び国土交通省が決定する公表公共工事設計労務単価を基に設定しています。

注3: 「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」の労働報酬下限額は、東京都における公共工事設計労務単価が設定されていないため、過去に東京都が示した参考値に対し、他の47職種の上昇率を平均して得た割合を乗じて算出しています。

注4: 賃金等のうち、手当等(基本給相当額+基準内手当+実物給与(通勤用定期支給、食事支給)+臨時的給与)の合計額が、労働報酬下限額以上となっている必要があります。実物給与等が含まれていることから、手取り金額が表に掲げる金額を上回るとは限りません。

**ご自身の賃金が下限額を
下回っていないか
ご確認ください。**

※下限額を下回っている場合は、区又は受託者等に申し出てください。

杉並区公契約条例とは

杉並区が発注する建築工事や業務委託などの「公契約」に従事する労働者の適正な労働環境を確保することにより、公共サービスの品質の確保や地域経済の活性化を図ることを目的とした条例です。



杉並区公契約条例や労働報酬下限額等の詳細は左記のQRコードから区公式ホームページをご確認ください。

杉並区総務部経理課契約係

杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所東棟5階
TEL03-5307-0612 FAX03-3312-2440

